

秘密情報保持に関するガイドライン

事故技術研究会会員は、秘密情報を顧客先から受け取る際に秘密保持契約を遵守する事を前提に以下の管理を行う。

また、漏洩対策については経済産業省の「秘密情報の保護ハンドブック」を参照にして時代の変化に対応した管理を行う。

【管理の指針】

- (1) 秘密情報であることを認識できるように区分しておく（**秘**の明示等）
- (2) 秘密情報へアクセス制限する管理の工夫をする（施錠等）
- (3) 情報漏洩を防止するために電子ファイル送付時にはパスワードの設定または顧客の指示に従った方法でやり取りする
- (4) 秘密情報を廃棄する時には復元できないようにする（シュレッダー利用等）
- (5) 会員各自の業務の事情に合わせて上記4項目を行う
- (6) 情報漏洩に至った場合は、漏洩拡大防止に努め顧客へ報告し、当研究会の幹事に連絡する
- (7) 発生した情報漏洩事象に対して再発防止を図る